

会議名 (審議会等名)		川西市個人情報保護審議会(第39回)	
事務局 (担当課)		総務部行政室総務課 内線(2321)	
開催日時		平成19年4月20日(金)午後6時00分～午後7時45分	
開催場所		本庁舎 4階 庁議室	
出席者	委員	池田委員(会長)・井手委員・井上(克)委員・井上(典)委員 岡本委員・木原委員・園田委員・中村委員・坂東委員	
		欠席委員: 長尾委員(副会長)	
	実施機関	《健康福祉部福祉推進室》 福祉政策担当: 根津主幹・丸野副主幹 障害福祉担当: 山元主幹 《健康福祉部いきいき長寿室》 乾室長 長寿社会担当: 大田主幹 認定サービス担当: 堀本主幹・野口副主幹 《総務部行政室防災安全課》 米田課長・足立副主幹	
	事務局	岩井室長・森課長・佐藤課長補佐・岩脇主査・竹下	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数
		0人	
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第26号 災害時要援護者の避難支援における個人情報の利用について 3 その他	
会議結果		当該諮問(第26号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。	

会 長：あいさつ
 事務局：説明
 本日提出資料の確認及び説明
 事前送付資料 開催通知
 災害時要援護者支援に伴う要援護者情報の収集について
 災害時における要援護者支援対策
 本日提出資料 レジメ
 諮問書（第26号）
 災害時要援護者の避難支援ガイドライン

審議事項

諮問第26号 災害時要援護者の避難支援における個人情報の利用について

会 長 それでは、これから個人情報保護審議会を開催したいと思います。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今回、第39回目ということになります。今、ちょっとご説明ありましたように、若干遅れられる方が2～3名おられますけれども、審議会の会議には委員の過半数の方がすでに出席されておりますから、当然この会合は成立しておるということで、さっそく議事を進めさせていただきたいと思います。本日は開催通知と一緒に送っていただいていると思いますが、諮問の内容というのは、災害時要援護者の避難支援における個人情報の利用についてということになります。これは川西市の個人情報保護条例の10条1項4号と2項の規定ということで、本人から以外の情報を収集して利用するというので、これは保管している保有している課というのは、そういう福祉の部局なんですけれども、それを防災関係の部局が利用するというのを市の方としては考えているわけで、これが目的外利用に当たるというわけなんですけれども、それを今日ご審議いただくというものなんです。今日配布してもらっているものについて、事務局から説明いただけますか。

事 務 局 説明（略）

会 長 どうもありがとうございます。今、事務局から報告のありました資料等について、今の段階で何かご質問ありませんか。資料、だいたい揃ってお手元にありますでしょうか。あの、これ一つだけお尋ねしたいんですけどね、今日の資料、災害時要援護者の避難支援ガイドライン、ここに置いてありますよね。これって災害時要援護者の避難対策に関する検討会と書いてありますでしょうか。これは川西市の独自のものですか。

事 務 局 いえ、違います。

会 長 国からの、国から送られてきたガイドラインを踏まえたようなものですね。

事 務 局 そうです。防災安全課の方から情報提供いただきまして、委員の先生方の方に本日お配りしてほしいということで頂いた資料でございます。

会 長 そうですね、わかりました。それでは、利用する課が行政室の防災安全課なんですね。そして、その利用したい情報が存在するのが健康福祉部の福祉推進室、それからいきいき長寿室ということになるんですけども、そこの担当の方々は待機していただいているんですね。

事 務 局 はい。

会 長 それでは、実施機関の方に入ってくださいということでよろしいです

<p>会 長</p>	<p>か。では早速入っていただいて、ご説明いただきましょうか。</p> <p>今日お願いする災害時の要援護者の避難支援についての組織作りをね、国が積極的にやるように指導してるといえば指導してるんですけどもね、けどなかなか各自治体でそれも動けないという状況なんです。</p> <p>各実施機関 入室</p>
<p>会 長</p> <p>実 施 機 関</p>	<p>皆さん方、どうも遅い時間にお集まりいただいて恐縮です。総務の行政室の防災安全課の方はどちらの方におられますか。それから、本日の対象文書を所管しておられる課の健康福祉部の福祉推進室の障害福祉担当の方、いきいき長寿室の長寿社会担当の方、それから健康福祉部のいきいき長寿室同じく認定サービス担当の方おられますよね。どうもありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、本日の災害時要援護者の避難支援における個人情報の利用ということで、これを利用する課の行政室防災安全課の方からご説明をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。自己紹介をしていただいてからお願いいたします。</p> <p>防災安全課長をしております、米田と申します。こちらが副主幹の足立でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。まず、お手元の方に事前にお届けしております、2枚ものの災害時要援護者支援に伴う要援護者情報の収集という文面を見ていただければと思います。これに沿いまして、ご説明させていただきます。まず、今回の諮問にあたりましての背景になりますが、3年前の平成16年、台風23号が豊岡であったりとかですね、新潟の中越地震、平成16年にいろいろな災害が起こりました。その際に、多くの高齢者の方が犠牲となりました。これら高齢者の犠牲者が多数発生したということ踏まえまして国の方で災害時要援護者の避難対策に関する検討委員会というのが設けられまして、その検討委員会の中でガイドラインが一定提示されているところです。本日の資料としまして、ガイドラインの抜粋の方をお手元にお配りしていると思います。このガイドラインの中で、問題点として挙げられているものが3点ございます。まず1点目といたしまして、防災関係部局と福祉関係部局の連携が不十分であるということで、避難勧告等の伝達体制が十分に整備されていないということがまず1点。2点目といたしまして、要援護者情報の共有活用が進んでいないために、発災時の活用が困難になっている。平常時から共有活用が進んでいないから、いざ発災という時にも活用が難しい。それから3点目といたしまして、要援護者の避難支援者、誰が助けるかという避難支援者、これが定められていないということから、避難行動支援計画もしくは体制といったものが具体化していないということになります。この3点が問題点としてガイドラインに示されておりまして、この問題点に対しまして、本市におきましても早急に対応を進めていくというのが、背景としてございます。2番の収集目的でございます。今、ご説明させていただきました背景を踏まえまして、まず問題点の2にありますように、要援護者情報の把握が防災部局の方で把握していなければ、対応すべき対象、どこに誰が、どういう方がおられるという対象が特定ができないこととなります。対象が特定できなくなりましたら当然問題点の1、3ですね、伝達体制の整備とか、あと要援護者の避難させる体制作り、そういった伝達体制整備、避難支援計画が具体化できないということになります。今、本市の方の現状におきましては、消防本部の方で一部要援護者情報を把握しておりますが、災害対応に従事いたします防災安全課におきま</p>

しては、全く情報は把握しておりません。このためにいざ災害となった場合、災害対策本部を立ち上げた場合の対応としましては、個人情報保護条例第10条により、まず、生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ない必要があると認められた場合になって、初めて福祉部局の持つておりますそういった要援護者の情報が、災害対策本部の方にあげられてきて、そこで初めて対応を検討するというようなこととなります。そういう状況になりますと、迅速な対応がなかなか難しいということになります。これらの状況の中から、平常時から福祉部局が把握しております要援護者情報を防災部局が把握いたしまして、事前に対応を検討していくことが必要であると考えております。次の3番の収集対象でございます。いわゆる災害時要援護者といえますのは、必要な情報を迅速かつ的確に把握して、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する人、もっと平たく言いましたら、なかなか情報も伝わりにくいし、逃げにくいというような方、今回情報の把握が可能であるものとしたしまして、今回諮問させていただきました情報を収集していきたいと考えております。それらの情報といたしましては、諮問の内容と同様のものとしてここにあげております。4番目でございます。こういった情報を防災が持つていったいどうするのか、ということになります。情報の活用でございますが、防災部局の方が要援護者情報を把握することによりまして、まずは小規模で地域が限定されているような災害におきましては、要援護者が多数おられる地域に対しまして、避難勧告の前に発令いたします避難準備情報、これらをより早く出すということによりまして、安全な避難行動に繋げていただくことができる。もしくは、また特に危険な状態になっている様なお住まいの要援護者に関しましては、職員もしくは地域の住民の方による情報伝達の徹底とか、避難誘導に繋げることも可能であると考えてございます。次5番目といたしまして、今後の課題になります。今後の課題といたしまして、先ほど申しました小規模で地域が限定されるというような災害ばかりではございません。震災のように同時多発災害、市内でも至る所で犠牲者が出ているよ、というような同時多発災害、これが発生した場合は行政の防災力のみでは、対応はほとんど不可能になって参ります。こういった場合は、地域住民の助け合いの中から、発災初期の要援護者に対する支援活動が展開できるような仕組みが必要であるろうと。これらにつきまして、今年度から防災と福祉とが連携を組み合わせながら、地域と共に検討を加えていきたいと考えております。もう1枚の資料として、事前にお渡ししております矢印のフロー図でございます。これは今申しました4番5番、情報の活用の方法と今後の課題というようなものをまとめております。先ほど申しましたように、風水害、台風等小規模な災害が予想される場合には、書いておりますように行政対応が可能であるろうと考えております。これらの場合につきましては、今申しましたように、気象の情報の収集などによって危険性を予測いたしまして、避難その時に危ないといわれる地域に要援護者が多数お住まいになっておられましたら、避難準備情報の発令のタイミングを早めたりして避難に繋げていきたい。先ほど申しましたように、さらに危険が高まって避難勧告、避難指示というような発令をする場合には、これも先ほど申しました10条の関係で、身体、生命に危険が及ぶということになりましたら、市職員もしくは地域団体への情報提供により避難誘導へ繋げるというようなことを考えております。その下に書いておりますのが、今後の課題というところでございます。地震、16年の豊岡のように堤防が破堤してしまったというような中・大規模な災害の場合、地震なんかは特に予測が不可能でございます。起こりましたら行政自身も混

<p>会 長</p> <p>実 施 機 関</p> <p>会 長</p>	<p>乱しておりますので、そういった場合には自助共助によりまず地域防災力によりまして、避難救出救助といった地域の助け合いによる初動体制が必要になってくると考えられます。この場合は書いておりますように、行政のみの対応では難しいということになります。そのために、地域における要援護者を支援する仕組み作りというのを作っていく。その要援護者情報を平常時から地域で把握していく必要がございますが、その情報提供につきましては、本人からの申し出、もしくは同意をとることが必要だろうと考えております。この方法といたしましては、福祉部局の方からそれぞれの要援護者に対して郵送等でお知らせしていく、というようなことも予定として考えております。それで同意をとった分につきましては、対応を図っていけたらというよう考えております。説明は以上になります。</p> <p>ありがとうございます。今一番最後にね、行政のみの対応が不可能というところの情報の提供という話がありましたけど、これは本日の対象になってないわけですね。</p>
<p>委 員</p> <p>実 施 機 関</p>	<p>はい。本日の方は、あくまでも福祉部局の情報を防災部局の方で把握して、平常時ではハザードと合わせていくという形です。</p> <p>ありがとうございます。それでは、今ご説明いただいた災害時における要援護者支援対策として、防災安全課が福祉推進室、いきいき長寿室の保有している、2枚目のところにありますようにですね、身体障害者手帳所持者、それから療養手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の、これは等級はそこに書いてあるとおりなんですけども、全ての人ではなくて、その氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、これを利用したいということですね。それから、一人暮らしの高齢者で65歳以上の方についても、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、これを利用したいと。それから介護保険の利用者、要介護認定の4、5の認定を受けてる人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号を利用したいと、そういう申し出になるわけで、この点についてご審議をいただきたいと思えますけど、今のご説明でなんなりと疑問に思われる点についてお尋ねいただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p> <p>会 長</p>	<p>よろしいですか。同意の方式、本人の同意をとりつけるというようなことおっしゃったと思うんですけど、その情報を福祉の方からもらうにあたってのですね。</p> <p>一番最後に申しました同意をとっていこうというのは、今後の要は震災とかの大規模災害の時は、地域の方の支援対策作りが必要となりますので、ですから、今回の諮問の部分とは違う部分です。その地域がやはりどこにどんな方がおられるのか把握していくためには、要援護者の方から同意なりをとらないとなかなか地域には出せないかなというのは、まだその体制作りについては今後考えていくことになるんですけども。ですから、今回の諮問の部分とはそれは関係ないです。</p> <p>今回のところは所管のお持ちの情報を、そのまま移すというか公開するということですね</p> <p>本人への通知の有無というところも審議の対象になる訳ですけども、現在の申し出では、今回そういう福祉担当部局のそれぞれの資料を防災安全課の方に提供すると、目的外利用するということが認められた場合にも、本人には通知をするということはないという、そういう判断ですね。そこも合わせてあとでご審議いただいたらいいわけですけども、まず最初にそういう目的外の利用するということについて、なんなりとお尋ねいただいたら結構かと思えますけど、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>すいません。当然あの氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等なんですけど、ご本人のもんですけど、当然これについてその方の連絡先の</p>

<p>実施機関 委員 実施機関</p>	<p>住所氏名、全部公開しないとだめじゃないんですか。どうなんですか。 連絡先とは支援者のという形ですか。 そうです。</p>
<p>実施機関</p>	<p>今回頂く情報につきましては、またその支援者とかいうのは、今後の先ほど言いましたように、地域とかのそういう仕組み作りの中でいろいろ検討はしていかなければならないものと思っております。今回はあくまでも、その福祉が持っております情報を防災安全課が平常時から把握して、要は市内の中でもやはり危ないところと言いますか、浸水想定区域でありますとか、急傾斜地域、崖崩れが起こりやすい地域、そういうところにお住まいの方はどんな方がおられるのかを、平常時からとりあえず資料として整えたいというのが今回の趣旨でございます。</p>
<p>会 委 会</p>	<p>よろしいでしょうか。 はい。 何か他にご質問ありませんか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>今、行政室の防災安全課にそういう資料を提供して、そこで保管されるわけですよ。ある意味ではコピーみたいなものがいくという話になるでしょう。それは平時にはあまり利用しないというか、する必要ないわけですね。平時といえればおかしいですけど。災害時ではない時はね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>ですから、平常時から要は持って整えておくというイメージです。ですからその、どこそのまあいえば地域限定した中でそこにどういう方、どういう要援護者がいるかを、要は情報として整備をしていきたい。そこにどんな危険性があるって、たくさんおられる所だったらやはり発災時の時には気をつけて、例えば先ほど申しましたように避難所に情報を早く出すとか、できるだけ避難がしやすいような資料を整えておくという、平常時の業務としたらそういうことです。</p>
<p>会 長</p>	<p>そういう意味ではね、一人暮らしの高齢者となっているでしょう。だけでも一人暮らしでなくても高齢者ですね、80歳の方が二人住んでいたら連絡の必要性があるんじゃないですか。一人だったら連絡をするという話になってるんです、これね。高齢者というのは夫婦でも高齢の人もいないじゃないですか。それはここでは対象になってないですよ。</p>
<p>委 員</p>	<p>対象になってないというか、それは情報が管理されてないんじゃないですか。これは一人暮らし高齢者支援のための情報はあっても、夫婦でおるとかね、子どもがおるとかは、そういうのはこの中に、情報の対象この部局で担当する情報ではない。</p>
<p>会 長</p>	<p>長寿室では一人暮らしのものしか把握はしていない。高齢者を全部把握しているわけじゃないんですね。</p>
<p>実施機関 委員 会</p>	<p>おっしゃるとおりです。 それは厚生労働省もよく言ってます。 ああそうですか。けどあれなんかはやるんじゃないんですか、何歳か以上になると記念品をあげるとか、そういうことはやってませんでしたかね。</p>
<p>実施機関</p>	<p>それは当然、ダイヤモンド婚とか金婚式とかしておるんですけども。そういう関係の情報としてはあるんですけど、夫婦とかそういう家族構造的なものは情報としては持ってないということです。</p>
<p>会 長</p>	<p>それは市民課の方でしたらあるって話ですね。何歳以上というのをはじきだしたら、ぱっぱと出てくるとかになるわけですね。</p>
<p>委 員</p>	<p>地域でも困っているのは、高齢者がおられますと、なかなか表に出さないです。一人の方でも、旦那さんが亡くなったり奥さんだけになったり、そうすると一人暮らしが外にばれると怖いということになってなかなか表に出てこない。その辺を、地域が民生委員さんとかそういったものが把握にかかるんですけども、なかなか徹底しない。将来的な問題だ</p>

会 長	<p>と思うんですけど、将来こういう話が続きはズットいくと思います。</p> <p>あのこれは福祉担当の方にお訪ねしたいんですけどね、精神障害者保健福祉手帳所持者1級というのがありますね、この級は1級というのはどの程度の人で、これはだいたい何級まであるんですか。</p>
実 施 機 関	<p>はい。まず身体障害者手帳ですけれども、身体障害者手帳は1級から6級までございます。1級の障害の程度が重たくて、6級が軽いというふうな形になっております。療育手帳につきましては、知的障害者の方が所持されていらっしゃる手帳です。手帳につきましては、A判定、B1判定、B2判定、とございまして、A判定はここにも書いてますとおり重度の方、B1判定は中度の方、B2判定は軽度の方というふうな形になっております。精神障害者保健福祉手帳につきましては、1級から3級までございます。こちらにつきましても、1級の障害が一番重たくて3級が軽いと、そういう状態になっております。</p>
会 長	<p>あの恐縮ですが、さっきこちらの健康福祉部の皆さんは自己紹介いただかなかったので、自己紹介をお願いできますか。</p>
実 施 機 関	<p>すみません、申し遅れました。健康福祉部福祉推進室障害福祉担当の主幹山元でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。同じく、いきいき長寿室室長の乾でございます。よろしくお願ひします。いきいき長寿室長寿社会担当主幹の太田でございます。よろしくお願ひします。いきいき長寿室認定サービス担当主幹の堀本です。よろしくお願ひします。同じく認定サービス担当野口と申します。福祉政策担当副主幹丸野でございます。よろしくお願ひいたします。福祉政策担当根津と申します。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。今、私が精神障害者保健福祉手帳所持者の方の等級をお尋ねしたのはね、身体障害者の方などは外見から分かるわけですよ。だけど、精神障害者の方は外見が分からない時があるわけでしょう。それに他人に知られたくないと思っているお宅って、結構あるでしょう。ですから、そこの辺りが理解得られるかどうかという問題があるような気がするんですけどね。</p>
委 員 長	<p>精神障害者1級というのは、単独で動けないんです。</p> <p>1級は単独で動けないぐらいの人ですか。</p>
委 員	<p>本当にだめなんです、と言ううとおかしいですがそんなんです。2級3級になると軽くなっていく、3級は鬱病みたいな感じで躁の時と鬱の時が区別できる人が一般に入っていて、2級はそれより重たいけれども一人でも行動できる。1級は原則としては一人では行動できないような人たち、要介護者がいるというような感じの認定が1級になるんです。</p>
委 員	<p>一人では動きがとれないという人ね。</p> <p>だいたいそういう基準で分けてる。病状の問題はね、と思います。</p> <p>ということのようですけど。</p>
委 員	<p>それであつたら、精神障害3級までの障害者の方達にも早めに知らせてあげる方が、その人たちが動きやすいと思うんですけど。知られたくないでしょうね、一番。</p>
会 長	<p>防災の方で1級だけに限ったというのは、どういう理屈なのかということのようなんですけど。</p>
実 施 機 関	<p>今2の方からやりましたように、今回やっているのは要するに一人で逃げられないという方を…。</p>
委 員	<p>要介護者でしょう、2級3級は要介護者の範疇に入っていない。</p>
実 施 機 関	<p>1級の方はですね、精神障害であって日常生活の用を便ずること、不能をならしめる程度のものとあって、ちょっと分かりにくい表現なんですけど、例えばの例としましては、調和のとれた適切な食事摂取ができない方でありまして、洗面入浴行為清掃などの身の清潔保持ができません。</p>

<p>会 長 実 施 機 関</p>	<p>い、金銭管理能力がなく、計画的な適切な買い物ができない、通院服薬を必要とするが規則的に行うことができない、家族や知人、近隣等と適切な意思伝達ができない、協調的な対人関係を保てない、身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない、等々の明示がございません。</p> <p>これは認知症の方なんかは、そういうのに当たる人が出てくるわけですよ。</p>
<p>会 長 実 施 機 関</p>	<p>具体的な疾病につきましては統合失調症をはじめ、躁鬱病、否定形精神病、癲癇、先ほどおっしゃいました認知症の方についてもその範囲に入っております。</p>
<p>会 長 実 施 機 関</p>	<p>統合失調症などの方でびんびんしている人は何級なんですか、そういう方は。</p> <p>1級は先ほど申しあげましたとおりなんですが、2級につきましては精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの、3級につきましては精神障害であって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものというふうなことで、3級の方につきましては先ほどの分で言いますと、調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるが、なお援助を必要とする。洗面入浴行為・清掃などの身の清潔保持は自発的に行うことができるが、なお援助を必要とする。というふうなことで、基本的な部分についてはご自身でお出来になるんですけども、若干のお手伝いが必要な方がおおむね3級、というふうにご理解いただけたらよろしいかと思えます。</p>
<p>会 長 委 員</p>	<p>なるほどね、今いろいろ説明いただいたのですけれども、市民の皆さんからもご意見いただきましたけれども、こういう人たちをいわゆる要援護者ですよ、要援護者のそういう支援というのは必要だということかと思うので、そういう人たちの情報を防災安全を担当する課の方に常時把握してもらっておく方が、いざという時には役立つという、そういう考え方というのをみな了解するという、そういうまあとらえ方によるしいですか。</p>
<p>委 員 実 施 機 関</p>	<p>2点ほど教えていただきたいのですが、52番の障害者手帳の関係なんですけどね、先ほど来のお話でよく分かったんですが、たとえば療育手帳のA、あるいは精神障害者保健福祉手帳の1、これらの方についてはほとんどの方がたぶん介護者といったらおかしいんですけども、誰かと同居されてたりとが結構多いと思うのですね。2級の方、あるいはB判定の方等については、ひょっとすると単独で自立して生活されてる方があるんじゃないかなと思うのですが、その辺のあるなしの話を教えていただきたいのと、もしそういう自立しておられる方が、例えば精神障害者保健福祉手帳の2級で、あるいは3級で自立しておられる方等があれば、そういう人たちに対しても、やはり災害時に発生時に支援というのがこれは当然でてくると思うのですけども、逆に例えば家族の方と一緒に同居されている1級の方も当然必要なんですけども、それと同時にやはり自立している軽度だけれども自立してるという方に対しても、やはり援護というのでも必要になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の考え方をまず1点教えていただきたいのと。この3点から外れるのかもしれないんですが、さきほど消防本部がもう掴んでおられるとおっしゃっていたんですけど、その辺の福祉部局から消防に自動的にいくようなシステムにもう今時点なっているのかどうか、それはどういうことなのか、教えていただきたい。その2点です。</p> <p>まず、障害者の方の介護者との同居の状況についてなんですけれども</p>

	<p>具体的な数値的データとしては把握はいたしておりませんが、一般的に言いまして、やはり重度の障害がおありの方については何らかの介護が必要だということですので、介護者の方と一緒に生活をなさっていらっしゃるか、あるいは福祉サービス、ヘルパーさんの派遣でありますとか、デイサービス等のご利用でありますとか、福祉サービスを受けながら暮らされていていらっしゃる方がほとんどであろうというふうに思われます。2点目の消防から福祉の方への連絡についてなんですけれども、聴覚障害の方、119番がかけられない方につきましては、ご本人さんからの申し出によってなんですけれども、登録をさせていただいて、その情報を消防の方で管理をしていただくというふうなシステムはございます。それ以外の部分で障害福祉に関しましては、障害の方から障害者に関する情報を消防の方に伝達をするというふうなところはあります。</p>
<p>会 委 長 員</p>	<p>よるしいですか。</p>
<p>実 施 機 関 委 員</p>	<p>分かりました。あと2級あるいはB判定の方で自立している人、その辺の支援の方法、あるいは把握、その辺は防災の方はどういうふうにお考えですか。それは必要なしという、そういう解釈ですか。</p>
<p>実 施 機 関 委 員</p>	<p>おっしゃってるのは知的のB？</p>
<p>実 施 機 関 委 員</p>	<p>要は、重度の方は今おっしゃったように何らかの介護をしてもらっているから、その辺の助けは出てこようかと思うんですね、連絡さえすれば。ただ、自立しておられる方は、その辺は常時その介護してもらう人が家庭内にいないという方もたぶんいらっしゃると思うので、その人らも発災時の支援というのはこれはどういうふうに考えておられているのか、というのはその辺も逆にもし必要だったら、この中に入れるべきだろうなど、そう解釈したのでちょっとお聞きしたのです。</p>
<p>実 施 機 関 委 員</p>	<p>一応、今回、諮問にあげさせて頂いた分につきましては、一応、一人で避難が難しい、何らかの支援が災害発災時に避難もしくは情報の伝達収集を行うについて支援がいるであろうということであげさせていただいております。そのB判定だったら、要は一人で暮らしていると、要は周りに支援者に自立していたら、お一人暮らしている場合もあるよという話ですね。B判定の人に支援が必要かどうか…。</p>
<p>委 員</p>	<p>逆に、独自の考え方としたら、確かに1級の方、障害者手帳1級の方、あるいは療育手帳A持っておられる方については家族の方に電話連絡さえすれば、たぶんどうにかなると思うんですね。それも早めに連絡さえしてあげれば、市の方から例えば支援者、あるいは地域からの支援者というのが必要なく、家族で処置されると思うんですけども、それよりも軽度だけ自立しておられる方について、やはり連絡はもちろん早いことするんだろうけども、それにやっぱり支援というの、逆にそちらの方が必要になってこないかな、というふうに個人的に思いましたので。その辺もやはり必要かなと気がしたんですが。</p>
<p>委 員</p>	<p>それは私も同じような意見持ったんですけど、平常時で自立出来ていても災害時になると普通と状況違いますので、逆にただパニックになったりして自分で行動できなくなるという、そういう恐れもあるんじゃないかと思うんですけどね。特にB判定、それから2級3級の方でその病気の種類によっても違うんでしょうけれども、非常時にちゃんとした行動ができるのかどうかと、その辺私もよく分かりませんが、むしろ今委員が言われたようなそういう観点も結構重要じゃないかと思うんですが。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>確かにご指摘の通りでございまして、障害者の方は障害の等級だけによって介護の必要でありますとか、お世話の必要があるのか、なかなか判断できないところがあります。ただ裏返していいますと、非常に多様</p>

	<p>な方がいらっしゃるというふうなことなんです。災害が仮に起こったとしても、ご自身でなんとか対処充分できる方も中にはいらっしゃいます。そういうことをございますので、必要最小限、本人さんのプライバシーも考慮しまして、必要最小限の方を対象とした場合、どこまでの範囲になるのかというふうなことを考えますと、やはり重度の障害のある方を優先していく必要があるのではないかとというふうなことをございますけど、ただ、今ご指摘を受けました問題も確かにございますので、今後は防災担当の方とも協力をしてですけれども、例えば手上げ方式について、私実は範囲から外れているんだけれども、支援の対象になりませんか、というふうな部分の検討法でありますとかですね、そういうふうな部分を考慮いたしまして対処させていただけたらなというふうにございます。今後の検討課題というふうなことをございますので、必ず近い将来出来るというような部分ではないわけですが、そういう部分についても検討させていただくと、ですから本人さんのプライバシーという部分が一方をございますので、障害の情報を人に知られたくないというふうなことを私も現場でよく聞きますので、今回の分につきましては、そこら辺も考慮入れまして、重度の障害者の方に限定をさせていただいたと。ただ、それではやはり不十分なところがありますので何らかの対応策については、今後また協力し合って検討させていただくということをございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>今のご質問というかご指摘というのは、意見として聞いていただいたらいいわけですが、それはここに書かれている要援護者だけでは不十分じゃないかという話になるので、より推進する方向の話なんですけどね。よその自治体などでは、この個人情報に他に提供をすることについてですね、非常に個人情報保護が、今かなりクローズアップされるので、過剰反応的だというふうな指摘もあるんですけど、なかなか防災、消防の部局に提供することについて潔しとしないという傾向があるということを知っているんですけど、今お話を聞いておりますと川西市の審議会の皆さんは、非常に理解があるということで推進はしやすいというふうにございますよ。</p>
<p>委 員</p>	<p>この内容、諮問されてるのはこの程度なんですけど。 このガイドラインの中身に要援護者の例が書いてありますから、これに合っているだけというか。知的障害がAなら精神障害は1級だと。それ以外は多分ありえないと思いますので、国のラインに要援護者の範囲を絞っているだけですので、それはそれで別に合理性はあるという事ですよ。</p>
<p>会 長</p>	<p>それで、少し具体的な事をお話していただきたいと思うんですけど、ここにある氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、これは障害者の方の場合も一人暮らしの場合も要介護認定4、5の場合も一緒ですよ。これで過不足はなく、利用がこれで過剰ってことはないですね。この内容でよろしいですね。</p>
<p>委 員 長</p>	<p>それでいいと思いますけどね。 それでは提供する時に、どういうスタイルで提供するんですか。なんか手帳の写しみたいなのを、何枚もファイルするということになるのか、それとも、原本ではなくてこういう必要な書類を新しく作るというか、名簿みたいなのを作るということになるんですか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>障害福祉の方につきましては、障害の方の情報は電算で管理しておりますので、電算で台帳を管理しておりますので、そこから抽出した情報を提供させていただきたいというふうにございます。提供の形態につきましては、おおむね電子情報による事になるかとございます。</p>

<p>会 長</p>	<p>ども、今後さらに検討・調整をさせていただきたいと思います。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>そこのところをもうちょっと割とはっきりしておかないと、全ての人 のを提供して、そのうちこれにあたるのはこの人だよと丸をつけたりす ると、そんなの具合が悪いという話になるでしょう。ですから、この人 たちに限定した名簿を作るとか、他の人は消してしまうようなデータを 提供するとかじゃ具合が悪いわけですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>すみません、説明が足りませんでした。ここに書いていらっしゃる条 件の方だけを台帳から電子情報として抽出いたしまして、それ以外の方 は当然提供はいたしません。ですからここに書いてある条件にあてはま る方の情報のみを提供させていただきます。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>なるほど。そこのところしっかりとしてください。提供に当たってはそ こに書いてあるように、提供した個人情報をも目的外にさらに防災安全課 の方で利用しないということですね。目的外利用はしないということ、 提供した個人情報は厳重に保管して漏洩のないようにするということ。 これが提供に際する趣旨としてお願いするということになっているわけ ですね。本人に通知しないということについて、何かご質問はありませんか。 この点は本人に通知書を持たずにいけるわけですね。平常、災害 時じゃないわけで、あらかじめこういう名簿を防災の方にお渡ししてお きますよ、ということはおもうと思ったら言えるわけですね。ただその 時に、いや俺のはやめてくださいという人が出てくると困るという話に なるわけですか。そこはどうなんですか。つまり、本人に通知しないとい うことの理由ですよ。</p>
<p>会 長</p>	<p>障害者の方につきましては、手帳等交付につきましては、当然、本人 様充分ご存じな事でございます。特に重度の障害につきましては、先ほ どからお話が出ておりますとおり、誰かのお手伝いがないと生活してい くのが大変困難な方でいらっしゃいますので、災害の時にはなおさらと いうことになろうかと思えます。ですから、ある意味では災害の時には 何らかの支援が必要だというふうなことについては、1頁目の人という 形に考えておまして、仮に通知をいたしました場合ですね、先ほどご 指摘いただいたとおり、いろんな混乱が生じることがあるのではないかと 危惧いたしております。例えば、この通知が来たからもう私はどんな 災害が起こってもすぐに市役所の方が助けに来てくれるんだというよう な誤解でありますとか、あるいは先ほど言いましたとおり、私のことは 放っておいて欲しいと、災害が起こっても死ぬのは自分だから放つとい て欲しいというふうな申し出があったり、ただ実際災害が起こった場合 には、そういった申し出があったからといって救助に行かないわけには いかないわけですから、そういうふうないろんな混乱が生じてくること もございますので、そこら辺を考え合わせましたら、やはり通知をしな いというふうなことが適当なのではないかというふうなことございま す。</p>
<p>委 員</p>	<p>だから、ここの本人が知りうるものであり個別に通知することの必要 性がないため、というのはなんか言葉足らずみたいな感じですね。今、 説明いただいたような事を書いて頂いたらいいわけですよ。今、いただ いたような放つといてくれという人と、逆に届出を了承した人が安心し 過ぎるというような点があるから、これは事前にそういうものを届けて ありますよということは、本人に言わない方が本人のためにもなるうか という、そういうご説明ですね。よろしいでしょうか、何か他にお尋ね の件ありませんか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>情報活用の所なんですけど、避難勧告の前に避難準備情報を早めに出 すということですが、具体的にどのような形になるんですか。</p> <p>避難の情報につきましては、4段階ありまして一番きついのが避難指</p>

	<p>示、強制的なのが避難指示、いえすみません3段階です。そういうものをやらないのが避難勧告ですね、今危ないからぼちぼち逃げたらどうですかというのが避難勧告、その前に避難準備情報があります。これは通常は大丈夫だけど、もうちょっとこのまま雨が降り続いたりしたら、ひよっとしたら、災害になるよというのが避難準備情報になるのです。それを要は提供する。それは避難勧告と同じような形になりますけど、公用車の方のスピーカーで行ったりとか、消防団の職員がその地域の方で言ったり、そういった避難情報を伝達をしていくということ。あとそれと一つの方法としましては、携帯電話を用いて登録をいただいておけばメールで送信する、というようなものがございます。</p>
委員	<p>この頂いた資料によると、要援護者が多数おられる地域に対して避難準備情報を早めに出すということなんですか。</p>
実施機関	<p>避難準備情報を出すタイミングをもう一つ早める事ができるということです。</p>
委員	<p>その要難援護者が多数おられる地域だけに出すわけですか。</p>
実施機関	<p>そんなことはないです。</p>
委員	<p>いやここにそういうふう書いてありますよね。個別に連絡されるわけではないのですよね。</p>
実施機関	<p>個別ではないです。</p>
委員	<p>ですよね。そうすると、多数住まれている地域にだけに先ほどの公用車のようなものが出ていっても、他の地域には出て行かない、要援護者がおられる地域であっても。</p>
実施機関	<p>数を書いているのは、要は出すタイミングを早めるか早めないかを考えているのですが。</p>
委員	<p>情報の活用ですからね。具体的にこういう要援護者の方の住所とか、電話番号とかを把握されて、単に地域にそういう人がたくさんこの地域に住んでるといったことだけに使われるんですかね。</p>
実施機関	<p>ですから、例えばその地域で一人だけいるということなら個別対応も可能かなというところもあります。けどそこに20人、30人いるならその個別対応ができにくいという状況がありますので、もっと早めに避難準備情報を出して準備を整えていかないと、というフォローができるかなと、もっと危なくなってきたら、それはもっと別の対応が必要になってくるかなと。その辺は、要は今回答申をいただいて情報をいただく中で今後の検討はしていきたいと思っておりますけれども、要は有効にそういう避難に繋がられるような活用方法を考えていきたい。</p>
委員	<p>20人、30人いたら本当ならばこのぐらいで出さないといけないけど、もっとちょっと前を出しておきましょうかと、ただこっち側に一人しかいないならこの人一人だけに連絡したらそれで済むと、地域に準備しておきなさいよというのではなくて、こっちなら一人でいける、こっち側なら沢山いるから地域に早めに準備しておきなさいよというふうに言うことができる、ということ把握するというのが趣旨ですよね。</p>
実施機関	<p>はい。</p>
委員	<p>全市的に出されるのじゃないのですか。</p>
実施機関	<p>避難準備情報ですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
実施機関	<p>避難準備情報は、その地域、例えば多田院とかあの辺になってきましたら、避難準備情報自体は一定の避難勧告にしましても地域限定で出していきますので。</p>
委員	<p>僕が理解していたのは、例えばその災害にももちろんよるんでしょうけども、大雨の時なんかだったら、例えば小戸、この辺で堤防が決壊するとなつて、上の方はもう安全だということなら、上の方に要介護者が</p>

委員	<p>沢山いてもまあ早い話、放っておけばいいのだから、ただその逆もありますから、そういう意味で地域的にどういう方がどの程度地域にいらっしゃるのかを掴んでおけば、例えば今回は小戸のところで沢山いらっしゃるし、大雨降って奥は大丈夫だけどこっちのほうが危ないから、いつもよりは早い段階でこう助けておこうと。逆に僕はそういう理解をしていたんですけど。</p>
委員長 実施機関	<p>私はこの字面通りに解釈してですね、たとえばあの辺が危ないという場合に、まあ一人か二人しか居なかったら、避難準備情報は出ないというふうに思いましたが。</p> <p>出ないわけじゃなくて、通常通りに出せばいいわけで、ただ個別的に要援護者の方には出るかも分からないから準備しておきなさいよ、と事前には言えるということですよ。</p> <p>少数の所には個別に対応されるわけなのですね。</p> <p>それも必要があれば。</p> <p>つまり、避難準備情報を出す必要性があれば、多数のところは広報車かなにかで一斉に連絡されるんでしょうけども、少数のところは個別で連絡されるんですか。</p>
実施機関	<p>それも可能であろうと思います。だから、避難準備情報は避難準備情報で、それが危ないということになりましたら出していくのは出していくのですが、そのタイミングを、要は準備する時間を沢山与えるというか、していただくためのタイミングを早めていくということです。</p>
委員 実施機関	<p>そうすると、一人のところでも。</p> <p>一人のところは、例えばもし発災の時は、先ほど申しましたように、個別の対応も可能だと思います。要は行政職員の中の支援班なり援護班なりそういう者が、それはひょっとしたら消防団員かもしれません。そういう個別対応も可能になってくると思います。</p>
委員	<p>逆にあれじゃないの、今回福祉部局から情報頂いて、今いろんな意見が出てるように、多分その人によって、あるいはその人数によって、あるいは災害の程度によってとか、色んなケースで打つ手が変わってくると思うんですね。その辺はもうその情報を見られて、今意見が出ているように個別にしないといけないところもあれば、地域的にお願いするとか消防行くとか、あるいは広報車だけで済むようなところもあるでしょうからそれはもう、情報をもらいはってから個別でどうせ検討されるでしょうから、そういうことにしたほうがいいのじゃないですか。今こうするああするといっても多分無理な話になってくるでしょうから。</p>
実施機関 委員会	<p>その災害の種類にもよりますし、どれだけあがってくるかも、我々わかりませんから。</p> <p>数がどれだけあるか分からないしね。</p>
委員会	<p>それとここにも書いてありますように、従来は条例の10条の第3項、個人生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認める時に、福祉担当部局から防災安全課のところに情報の提供をされるということは、この条項で可能だということを説明ありましたよね。今度、福祉の方からももらった情報ありますよね、常日頃から用意してるっていうやつね。それ今度なにか震災のようなものが起こって先ほどのこのフロー図みたいなので言うと、行政のみの対応が不可能なっている場合にですね、例えば地元の自治会にそれを提供するとか、何か支援の可能な人に提供する場合に、それは結局福祉部局のように所管課の立場でもって10条第3項の所持ができるのか、さっき借りた場合は提供した個人情報目的外に利用又は提供しないことというような提供先に対する措置になっていますよね。それはやらないということで、そういう場合はまた福祉の方からやらないといけないとなるのか、そこらほど</p>

<p>実 施 機 関</p>	<p>うなんでしょうね。</p>
<p>会 長</p>	<p>今、会長おっしゃっているのは、先ほど申し上げた今後の対応のところになるんですね。今回福祉から頂いた情報そのままダイレクトに地域に流していくということは、これはまた問題があると考えておりますので、それについてはまたちょっと、地域の方も支援するような体制作りが一点必要かなと思います。その地域の方でできた体制、どういう体制になるのかは今後の課題なんですけど。そこに対して情報を提供するのについては、やはりご本人さんの同意をとるような形で地域に平常時から、提供していくようなことが必要なんではないかと一応考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>条例の解釈運用としてはこの10条の場合は、よそから借りたものを持っているところをその実施機関として意味づけられるのかどうかかわらないですね。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうですね。今回防災に関連する情報に関して書いてある情報は、防災安全課が所管所になるでしょう。ただし、ここで持っている情報はまさにここに書いてある目的の提供の目的として、この目的の範囲内でこの情報を持っているに過ぎない。だから行政のみの対応では不可能、地域対策等の情報で出さないといけない、というときはまた別。目的外利用になるから、当然ここで審議するかそれとも震災などの大規模災害が起こったら、さっきの3号、緊急の必要性というのをもって提供可能という判断になる。</p>
<p>会 委 員</p>	<p>だけどそのときは本来の実施機関...。 本来目的は防災のために持っている。防災目的でこの情報は防災安全課が持つ所管所になるわけですよ。</p>
<p>会 委 員</p>	<p>所管するんでしょうねそれは...。 ここに書いてある目的でもっているだけの話。これ以外の目的の防災のために使うときにはここで審議するか、さっきの緊急の必要性という要件が満たされないとだめですよ、とそういう理解でしょう。まあ総務省の解釈ですよ。情報が渡ったら渡った限りにおける目的で、そこが所管所になる。それでまた計画策定されてこの情報を地域に出さないといけないという話になったら、福祉課の方から出さないといけないのか</p>
<p>会 長</p>	<p>といったらそういう訳ではない。防災安全課の所管情報でいける。 だから、提供した個人情報をも目的外に提供しないことと釘が刺されているでしょう。釘との関係ではどうなるのかと聞きたい。</p>
<p>委 員</p>	<p>だから、目的外には利用できないのですよ。目的外利用するときは、ここでもう一回審議し直さないといけない。</p>
<p>会 委 員</p>	<p>緊急の際に、自治会の人に渡すのも目的外なのとちがうわけか。 緊急性の要件を満たされていると法令上可能ですから。ただし事後的にここで審議、3号というのはこの審議会の認定を受けないといけませんから、事後的な審査が当然必要になってくるでしょうね。</p>
<p>会 長</p>	<p>そういうことも考えないとかないといけませんね。一回、目的外に提供利用するというのをこの審議会がオッケーして、それがまた一人歩きされてまた別のところにいく、なんていうのがこれ条例を適用したらいけるじゃないかという話になってくると、次々と知らないところで情報が活用されるといいうのに歯止めをかけるということをしておかないと。</p>
<p>委 員</p>	<p>ここで審議して許可したとしても、この範囲内でしか目的はないわけですから、それ以外には使えない。ただこの目的で持つことは可能だということをしてここで許可するわけですから、所管所は防災安全課ということですね</p>
<p>会 長</p>	<p>そうですね。</p>

委 員 会	<p>法の仕組みからいくと。</p> <p>そういう問題もちょっとあるわけですけど、それとして置いて。以上をもって、本日我々が諮問を受けてる件について、つまり災害時における援護者の避難支援のための個人情報の利用ですね、これについての審議はもうだいたいこの後していただくに、今の段階で質問されておなくて大丈夫ですか。もう充分審議できるという状態であれば。</p>
委 員 会 実 施 機 関	<p>一点だけ。ここに氏名、性別、住所、電話番号ありますけども、こういう重度の方には必ず連絡先とか緊急連絡先ですか、そういうのはあると思うのですが、そういうのは所管の方ではお持ちでないのですか。</p> <p>障害福祉の方につきましては、保護者の情報がありますけれども、それは限定されております。例えば未成年の方でいらしゃるとか、というかたちで限定されておまして、いわゆる支援者の情報につきましては、ないの方がどちらかというといふ状況です。私どもの方は、障害福祉のための情報といった形で情報を持っておりますので、そういう部分では必要な方についてはあるんですけども、多くの方についてはない状況です。</p>
実 施 機 関	<p>いきいき長寿室の方では、一人暮らし高齢者につきましては、まさにこちらの方は緊急連絡先はございますけども、要介護認定4、5につきましては認定申請につきまして本人申請、又は代行申請ですけども、こちらにつきましては緊急連絡先というものはございません。</p>
委 員 会 実 施 機 関	<p>65歳以上ですけど、65歳以上の方は完全に100パーセント網羅されているのですか。いわゆる一人暮らし。</p> <p>実は、これは民生委員の方が主になって調査されている資料でございます、やはりどうしてもこれ拒否される方もおられますので100パーセントというのはございません。</p>
委 員 会 実 施 機 関	<p>要するに、民生委員からあがってきた情報をまとめられているという考え方ですね。</p> <p>そういうことです。</p>
実 施 機 関 委 員 会	<p>よろしいですか。</p> <p>すみません。65歳以上の方、今おっしゃいましたけども、ほとんど半分、半分とはいかないですけど10人のうち、3～4人は必ずいらっしゃいます。そういう情報を流してもらったら困るとか、私はそういう情報を提供したくないという方がいらっしゃいます。</p>
委 員 会 実 施 機 関	<p>記念品持って行ったら断られるという話もありますけどね。</p> <p>それでは、それぞれ所管課あるいは利用課の皆さん、どうもありがとうございました。これで以後我々の方として十分に審議ができますので、大いに役立ちました。どうもありがとうございました。ご退席頂いて結構です。</p>
委 員 会	<p>各実施機関 退室</p>
委 員 会	<p>それでは、審議したいと思いますが、別紙のところみていただきまして目的外利用提供についてということで、52番53番54番で行政室の防災安全課が福祉推進室の障害福祉担当、あるいはいきいき長寿室の長寿社会担当、さらには認定サービス担当の方にある情報ですね、その情報の内容はそこにありますように身体障害者手帳所持者のもの、あるいは療養手帳所持者、精神障害者保険福祉手帳所持者。それぞれ全部ではなく1級2級、あるいは重度に限られるわけですけども、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、それから一人暮らしの高齢者65歳以上の人、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号ですね、それから介護保険の適用を受けている要介護認定4、5の者の氏名、生年月日、性別、住所、</p>

